

自家培養軟骨による治療を導入致しました (担当:西池 淳・西池 修)

平成28年11月から釧路三慈会病院では、**自家培養軟骨**による治療(自家培養軟骨細胞移植術)が受けられるようになりました。(保険適用)

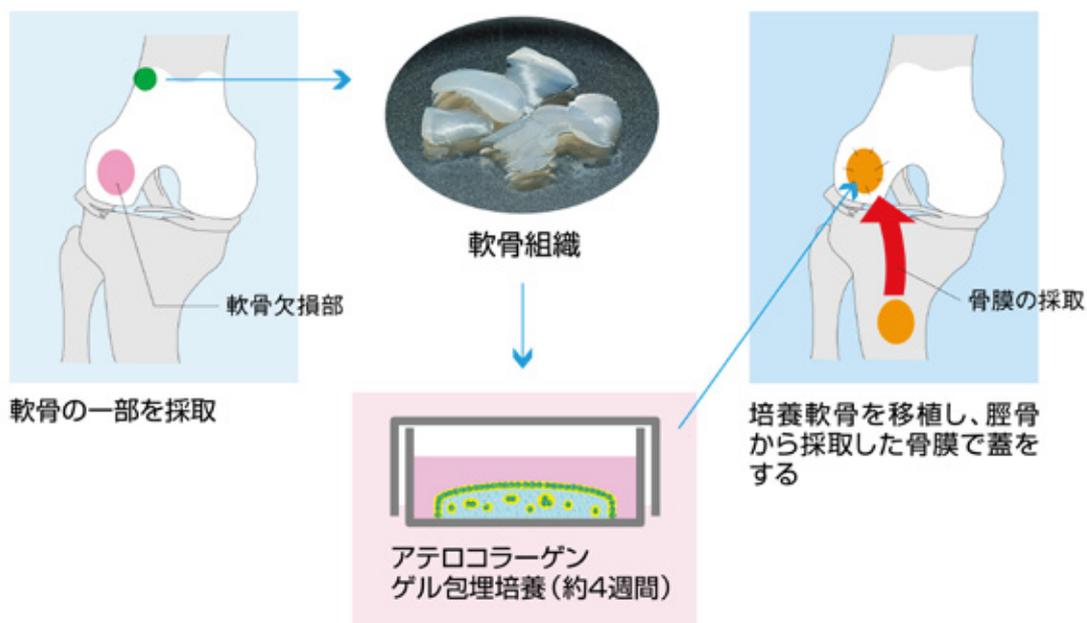
自家培養軟骨画像▶



自家培養軟骨細胞移植術とは？

軟骨は、関節内の骨と骨の間にあり、骨同士がぶつかるのを防ぐクッションの役割をしています。皮膚や骨と違い、軟骨組織は血管が無いので損傷を受けても、それを治すための細胞も、細胞を増やすための栄養も供給されないため、軟骨は自然治癒しないと言われています。このように、自然に治ることが難しい軟骨組織ですが、軟骨細胞には増殖する能力があります。そこで、患者さまの軟骨組織の一部を取り出し、軟骨細胞が増殖できるような環境を整えて作られたものを、ご自身の軟骨が欠損した患部に移植して修復を期待する治療法が「自家培養軟骨細胞移植術」となります。(この治療法は変形性関節症の治療法ではありません)。

損傷が小さければ、影響の少ない場所の骨と軟骨をごく小さく切り取り、軟骨が欠けた部分にはめ込む方法があります。ただし損傷が4平方センチ・メートル以上と大きい場合には、有効な治療法がありませんでしたが、「自家培養軟骨細胞移植術」は、今最も期待できる広範囲軟骨欠損の治療法です。



自家培養軟骨細胞移植術の適応対象は？

自家培養軟骨の適応対象は、事故などを原因とする膝関節の外傷性軟骨欠損症などで、人工関節に置き換えるほど重い症状ではないが歩行に支障がある人。30~50代の働き盛りで、再びスポーツなどをやりたいという患者を特に想定しております。

参照先

JTEC (株式会社ジャパン・ティッシュ・エンジニアリング) のHP
http://www.jp-te.co.jp/business/regenerative/cultured_cartilage.html
自家培養軟骨 使用認定施設一覧 (JTEC)
http://www.jp-te.co.jp/JACC_institutions.html

実用化について

自家培養軟骨を用いた治療は厚生労働省より平成24年7月に日本で初めて承認された治療法で平成25年4月から保険適用になりました。この自家培養軟骨による治療を導入している施設は全国でも数十箇所とまだまだ限られております。これによって、いままで治療が難しいと言われていた膝の大きな軟骨損傷の治療が可能となりました。

ジャック製品容器▶

